

衛 第 80号

平成23年3月11日

宅野の自然と生活環境を守る会

代表 山 上 光 俊 様

大田市長 竹 腰 創
(市民生活部衛生処理場)



質問状に対する回答について

大田市新不燃物処分場整備事業に関して、貴会より提出された平成23年2月25日付け質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

生活環境影響調査及び地質調査については、計画地の選定と安全性の確認、今後の実施設計を進める上で、必要かつ十分な調査内容となっております。

既存施設のダイオキシン類等が一時的に検出されましたが、放流水は基準値以下で適正に管理しており、その後の数値も安定しております。ご指摘の既存施設における事故と隠蔽の事実はなく、また、有害物質の流出による海洋汚染を含めた処分場近辺の汚染との指摘も事実に相違しております。

事業の進め方につきましては、これまで、地権者の皆様及び宅野地区自治会長様、住民の皆様、議会等に十分なお説明を行い、ご理解を得る中で進めてまいっております。

宅野地区におきましては、このほど宅野自治会長会、漁業関係者、地権者、環境保護団体等の幅広い構成員による「宅野地区新不燃物処分場建設対策協議会」が設立されたところであり、今後は、宅野地区における協議窓口として、協議会との円滑な協議のもと、事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、個別事項に対する当市の回答は別紙のとおりです。

以上

質問状に対する回答

大田市市民生活部衛生処理場

【回答1】

基本設計においては、コンクリートピット配置上、ボーリングは1箇所（NO. 8）となっておりますが、その他のボーリング調査とそれぞれの弾性波探査の調査結果は現地の地質構造を縦断図、横断図に反映し、三次元的に整理され、各地層の層厚、基盤標高など設計に必要な情報は十分得られています。また、環境調査についても谷筋に設定、設置しており、適切な位置となっております。

このことから、基本設計における生活環境影響調査及び地質調査については、計画地の選定と安全性の確認、今後の実施設計を進める上で、必要かつ十分な調査内容となっております。安全性は十分に担保されるものと考えております。

なお、実施設計においても環境調査及び地質調査が必要とされるため、学識経験者の意見、指導を得ながら実施しております。

【回答2】

地形図及び現地踏査によって建設予定地には北側（海側）を下流域とする谷筋が3本認められます。降雨は谷筋に集まり、堆積した土砂中に浸透します。上位の地層は、第四期中積層であり、非常に透水性が低く、保水性の高い地層です。

その下位の地層は1400万年前の新第三紀大森層の岩盤（凝灰岩・ドレライト硬岩N値50、弾性波速度1.6km/s～2.8km/s）であり、地盤変形の無い強固な地層です。

その地盤変形が無い岩盤（N値50）を基礎として、鉄筋コンクリート製ピットを設置し、安定した構造を確保することができます。

実施設計においては、鉄筋コンクリート製ピットの構造計算等を行い、安定性を確認します。また、一部の第四紀沖積層の土壌はセメント等で安定処理した後、盛土施工するため、圧密沈下等が起きることはありません。

このことから、計画地の安全性は十分に確保されるものと考えております。

【回答3】

地下水の水質検査において、大田ではダイオキシン類とヒ素、温泉津ではダイオキシン類、ヒ素、鉛、仁摩ではヒ素、鉛がいずれも一時的に基準値を上回ったことを確認しておりますが、放流水は基準値以下となっております。

また、平成13年7月に温泉津で放流水のダイオキシン類濃度が基準値10pg-TEQ/lに対して、11pg-TEQ/lでありましたが、ダイオキシン類を除去するためにSS（浮遊物）を凝集沈殿することで、平成13年11月の検査においては2.3pg-TEQ/lまで低下し、その後は基準値以下です。

このダイオキシン類の検出は、周辺環境（地層）に含まれるSS（浮遊物）の影響によりSSに含まれたダイオキシン類を水質として検出していたことによるものと考えております。

このことから、ご指摘の既存施設における事故と隠蔽の事実はなく、また、有害物質の流出による海洋汚染を含めた処分場近辺の汚染との指摘も事実と相違しております。

なお、既存の3処分場の技術管理者については、平成23年度中に専任の一般廃棄物最終処分場技術管理者を配置することとします。

【回答4】

ご質問の4の1と4の2については回答1及び回答2で回答しております。

なお、新処分場については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日、総理府及び厚生省令第1号）に従い、被覆型処分場（屋根付き）を採用しており、雨水等を制御できる形式であり、安心・安全な施設を建設いたします。

公表の点については、新不燃物処分場の事業計画等に関しては、これまでにその都度、地元説明会を開催し、地元の皆様にご説明してきております。今後におきましても、今年2月に発足しました宅野地区新不燃物処分場建設対策協議会と協議する中で、地元への説明を行ってまいります。

ご質問の4の3については、既存施設のダイオキシン類等が一時的に検出されましたが、放流水は基準値以下で適正に管理しており、その後の数値も安定しております。ご指摘の既存施設における事故と隠蔽の事実はなく、また、有害物質の流出による海洋汚染を含めた処分場近辺の汚染との指摘も事実と相違しております。遮水工については、正常に機能しています。

なお、既存の3施設の管理情報公表については、これまでも地域振興会議等で行っておりますが、平成23年度からはホームページ等での公表をいたします。

【回答5】

生活環境影響調査結果につきましては、平成22年10月25日～平成22年11月24日の1箇月間、市役所本庁外3箇所で縦覧を実施し、また、地元説明会では環境基準値の状況についてもご説明したところです。

また、廃棄物の不法投棄は現地調査において確認されておられません。不法投棄される場合、通常は、道路から投げ込まれ、不法投棄物質が地表に現れた状態となります。現地踏査の結果から、投げ込まれた不法投棄物質のうち、有害性のあるものは確認できませんでした。

なお、実施設計において、学識経験者の意見、指導を得ながら土壌等の調査を実施し、土壌汚染が確認されれば、適宜、対策を講じます。